「面会交流の現状と課題」

　　　　　　　　　　　　　　　早稲田大学法学学術院教授

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　棚村　政行

1　はじめに

厚生労働省の2016年度の「全国ひとり親世帯等調査」の結果では、面会交流の取り決めをしていたのは、母子世帯の母で、24.1%、父子世帯の父では27.3%となっており、面会交流の実施状況で、「現在も行われている」が、母子世帯では29.8%、父子世帯では45.5%であった。面会交流の実施頻度は、母子世帯で月1回が最も多く23.1%、父子世帯では月2回以上が最も多く21.1%となっていた(厚労省「2016年度全国ひとり親世帯等調査報告」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html)(2021/09/17>閲覧))。

これに対して、法務省が2021年3月に行った未成年の子をもつ親に対する「協議離婚実態調査」(Webによるモニター調査)の結果では、面会交流の取り決めについては、「決めていない」が29.0%であったが、口約束を含めて取り決めがなされたのは71.5%にもなっていた。また、面会交流の実施・継続状況でも、「全くなかった」は21.3%であり、「定期的にあった」37.7%、「不定期だがあった」22.0%が6割近くもあり、「最初はあったが、途絶えた」13.7%という結果であった。実際の面会交流の頻度についても、「月1回」が最も多く27.0%、「頻度は決めていない」が23.1%、「月2回」が11.1%などとなっていた(法務省「協議離婚制度の実態に関する調査研究業務報告書」

(<https://www.moj.go.jp/content/001346483.pdf)(2021/09/17>閲覧))。

　最近は、未成年期に父母の離婚を経験した20代、30代の人2000人を対象に、子ども養育に関する全国実態調査も行われ、その分析結果や概要についても、法学、精神医学、心理学、経済学などの分野からの検討も行われ、興味深い結果や子どもの視点から見た親の離婚、養育費、面会交流の実情や様子が明らかになってきた(棚村政行「子の養育の在り方に関する実証的庁アンケートの概要」『未成年期に父母の離婚を経験した子ども養育に関する全国実態調査とその分析』1頁以下(日本加除出版、2021年)参照)。また、法務省の委託調査研究事業で、1000名の若者に父母の離婚・別居を経験した未成年期を振り返って回答してもらうWebモニター調査も実施され、これまで明らかになっていなかった状況が見えてきた(商事法務研究会『未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書』1頁以下(<https://www.moj.go.jp/content/001346918.pdf)(2021/09/17>閲覧))。

　ところで、全国の家庭裁判所で離婚の調停等で面会交流の取り決めがあった事件は、2020年度には、1万1288件であり、面会交流の回数では、「月1回以上」が42.7%を占めていた。面会交流の調停審判申立て事件は、2020年度で、1万776件と増加しており、「調停成立」は57.8%、「取下げ」が27.2%、「認容」(審判)が7.5%となさっており、認容・調停成立事件でも、面会交流の回数は「月1回以上」が46.8%を占め、子の年齢も、「6～9歳」が32.7%、「10～14歳」が22.7%となるなど、5割以上を占めていた。「宿泊」ついても「有」は16.2%ときわめて低く、「無」が83.8%と圧倒的に多かった(最高裁判所『令和2年度司法統計年報家事事件編』(https://www.courts.go.jp/app/sihotokei\_jp/search)(2021/09/17閲覧))。このように、離婚や別居に伴う父母の子に対する面会交流事件は、少子化や共働き婚、父母双方の育児参加

の増加などの要因により、事件数の増加、事件の多様化、複雑化、解決困難化の傾向は著しく、家庭裁判所でも、その迅速かつ適切な解決に向けた取り組みを進めているところである。

そこで、本稿では、まず、面会交流事件の性質や特色について触れ、次いで、最近の紛争事例を素材にしながら、また、面会交流原則的実施論及びこれに対する批判、東京家庭裁判所での新しい面会交流調停の運営モデルについても取り上げる。次いで、最近の協議離婚の実態調査や未成年期に父母の離婚を経験した子どもたちの実態調査の結果から、面会交流の実情と子どもの気持ちなどについて示唆を得る。そして、最後に、面会交流調停事件をめぐる事件処理のポイントや留意点にいて述べることにしたいと思う。

2　面会交流事件の性質と特色

　家庭裁判所では、近年、子の監護に関する処分事件が増加し続けており、とくに、その中でも面会交流をめぐる事件は解決困難な事案が増えるとともに、その円滑な実施・実現についても多くの課題を抱えていることがわかる(棚村政行編著『面会交流と養育費の実務と展望(第2版)』8～12頁(日本加除出版、2017年)参照)。まず第1に、面会交流事件の葛藤性・多様性という傾向を指摘できよう。面会交流事件の解決を難しくしている大きな要因として、父母の間の感情的な対立・葛藤の存在をあげることができる。従来は、夫婦の問題で離婚が争われる時に、親権、養育費、婚姻費用、慰謝料、財産分与とともに、子の面会交流を含めて全体として争われることが多かった。しかし、近時は、婚姻費用、財産分与、親権・監護、面会交流、養育費などの要素が、同一の当事者間でばらばらに争われることが多くなってきている。しかも、親権者や監護者の争いから面会交流へ発展するケースもあれば、夫婦関係の調整(離婚)の事件がこじれて、子の問題に飛び火したりエスカレートする事案も少なくない。父母の間で離婚についての心理的感情的整理がつけられずに、様々な場面で紛争が蒸し返され、子どもの問題、とくに、面会交流をめぐって感情的な対立と不信感が増幅されるパターンが多くみられる(棚村政行「面会交流の実情と課題」ケース研究316号87～88頁(2013年)参照)。

　第2に、面会交流事件の複雑性・解決困難性の傾向も看取できる。たとえば、父母のいずれか、または双方に、教育や養育の態度・方針に問題があったり、暴力・虐待・暴言などで緊張や安心できない環境を作り出しているなどの場合、また、子どもの監護・養育について十分な役割を果してきておらず、親子のコミュニケーションや良好な親子関係が形成されていないなど、親子関係の実績や親子の関係性に大きな問題があるケースは、そももの面会交流の可否や是非が問われやすい。さらに、子自身にも、発達障害や情緒不安定などの困難な課題があり、一方の親がそのことに気づいていないとか、あるいは気づいてはいるがお互いに相手方のせいにして責任を追及するような場合である。この場合も、子どもの問題の解決ために双方で協力するというより、非難の応酬や責任の追及に終始し、父母が子の問題について共通の認識をもち協力できる体制が築けないことが、問題を一層深刻化・重篤化する(棚村・ケース研究316号88～89頁参照)。

　第3に、面会交流事件の暫定性・可変性・流動性も指摘できよう。面会交流事件は、当事者の仕事や生活状況、家族関係の再編、健康状態、子の年齢・発達の状況・程度などによって大きく左右されてくるため、固定的で画一的に定まるわけでなく、状況に応じて変化していくもので、暫定的なものであり、必然的に変化し、流動的にならざるをえない。つまり、父母のそれぞれの仕事や生活環境に大きな変化が生じたり、他の人との交際や再婚、リストラ、転職、転居など、子どもにも年齢・発達の段階や程度に応じて、当初の取り決めや合意内容で進められなくなったり、事情が大きく変わり、これまでの面会交流をそのまま実施することが困難になる場合も当然に想定される。具体的な取り決めがあっても、その履行や実施をめぐり揉めるケースが増加している。面会交流の合意や取り決めの段階で、このような暫定性・可変性・流動性に対する配慮や見通しを欠く、取り決めや条件・方法が安易に決められたことに起因する紛争も少なくない(棚村・ケース研究316号88～89頁参照)。

　第4に、面会交流事件での実施ルールの欠如や社会的支援体制の脆弱性も指摘しなければならない。面会交流については、2012年4月より民法766条で「面会及び交流」として明文の規定がなされ、子の利益を最も優先して考慮しなければならないとも定められたが、諸外国のように、面会交流実施のためのガイドラインや実施要領などの子どもの年齢や発達の程度・段階に応じた細かい具体的なルールが示されていない。また、面会交流の相談支援を行っている団体は、現在、全国で60を超えていると言われているが、欧米の先進諸国と比べると10分の1以下であり、専門的な支援者の養成、支援団体への助成、支援団体のサービスの質の確保・向上のための取り組みも十分とは言えない。その結果、父母の多くは、地域的にも経済的にも、適切な第三者による面会交流の相談支援を受けることができずに、面会交流の合意がなされなかったり、適切な合意を取り決められず、かりに取り決めていても実現が困難になるケースが多くみられる。面会交流事件については、

このような合意形成や合意実現に向けた社会的支援体制の不備も、解決の困難性、合意実現の困難性を招いている要因として指摘しなければならない(棚村・前掲書21～26頁参照)。

3　具体的な紛争事例からみえる面会交流事件の解決方法

1. 子の拒絶の姿勢とがんに罹患して余命幾ばくかとなった母による面会交流の審判前の保全処分を認めた事例(仙台高決令和1・10・4家庭の法と裁判33号59頁)

【事実の概要】

母（相手方、原審申立人）は、2016年、がんと診断され 、入院して手術を受けた。その後、父母の関係は悪化し、2017年8月、父は、子 （原審審判時小学5年）を連れて実家に転居し、母と別居した。子は父、父の母、父の祖母、叔父との5人暮らしである 。同年12月、母は面会交流調停を申し立てた。別居後、母は子に誕生日プレゼントや手紙を送るなどしていたが、2018年1月、父の求めにより子と母とのLINE連絡は中断した。2019年1月、父母は、母の余命が1か月ないし3か月程度であると知った。父は、同年2月の第７回調停期日においても面会に応じる姿勢をみせず、母は調停申立てを取り下げた。同年4月、母は再度、面会交流調停及び本件保全処分の申立てをした。

原審は、前回調停時の家裁調査官面接では子は母との生活を全体としては肯定的に受け止めていたが、本件調停時の面接では拒絶的姿勢を強めており、その表現内容から、子自身の体験に基づくというよりも、父やその親族等の母に対する否定的な発言の影響によるもので、子が心身共に健全な成長を遂げるには子の認識を修正し母のイメージを修復していく必要があり（本案認容の蓋然性）、かつ母が余命告知を受けたという状況に照らして面会の機会を早急に設ける必要がある（保全の必要性）と判断し、月１回1時間程度で、父が指定する者の立会い を可能とする面会交流を仮に定めた。父が抗告した。

【決定要旨】

原審判の認定説示に加え、「…未成年者の過剰ともいえる拒絶的な反応をみれば、未成年者は、現在身の回りの世話を頼っている環境において、相手方の情愛を肯定的に受け止められる助言を得られておらず、むしろ、霊的なものによる攻撃等という容易に払拭することができない説明が未成年者に強い影響を及ぼしていることが認められる。未成年者の拒絶的姿勢が、身近な大人の影響によるものであることが、単なる抽象的な可能性であるとはいえない」、「将来、未成年者が母の情に思いを致す時が来るかもしれないことを考慮するとき、自ら面会交流を拒否したというようなことになれば、それは、未成年者に取り返しのつかない悔いを残してしまうことにもなりかねない」とし、母にとって、「面会交流の場で直ちに自らの思いが未成年者に伝わることは期待できず、むしろ未成年者の心情を受け止める機会にとどまることも覚悟すべきではあるが」とも述べた上で、母の病状に鑑みれば、未成年者の福祉のため早期に面会交流を実施すべきであるとして原審の判断を維持した。

②面会交流申立てにつき、間接交流のみを認めた原審判を変更し直接交流を認めた事例(家庭の法と裁判29号78頁、判例タイムズ1476号74頁、判例時報2447号5頁)

【事案の概要】

抗告人(夫)と相手方(妻)は、2010年に婚姻したが、2013年に妻が子ら(2010年生、2013年生)を連れて出て別居した。2015年に月1回程度の面会交流を定める別居調停が成立した。夫婦の不和の原因には夫の女性関係がある。別居後、父子は面会交流を続け4人で海外旅行をするなどもした。妻は2018年頃から心療内科に通院し、その頃、夫方で交際女性と対面して以来、夫婦の関係は悪化した。夫は面会交流調停を、妻は離婚調停を申立てた。原審は、子らは父を慕う気もちはあるが、長女は、夫婦の関係修復に十分に答えない父と面会することは母を悲しませると案じており、面会が長く途絶えることは面会の機会を奪うので、適宜の時期に直接面会の再開について協議を始めるのが相当であるとして、前件調停の実施要領(直接交流)を間接交流に変更した。父が抗告した。

【決定要旨】

「長女は抗告人に会いたいと思う一方、相手方の心中を慮って会うことを躊躇するという忠誠葛藤に陥っており、この状態が続けば、長女に過度の精神的負担を強いることになる。したがって、抗告人と未成年者らの直接交流を速やかに再開することが未成年者らの福祉に適うと認めるのが相当である。」「相手方は、抗告人との接触を避けることが望ましいと診断されているが、未成年者らの年齢(9歳、6歳)や発達状況からすると、当事者のいずれかの目が届く範囲の短距離であれば、受渡場所まで未成年者らだけで歩いて行くことは可能であるから、相手方と抗告人が直接対面することなく未成年者らの受渡しができないわけではなくい。したがって、相手方の心身の不調は、直接交流を禁止、制限すべき事由にはならない。」として、原審を変更し、具体的な実施要領を定めて、月１回7時間の直接面会を命じた。

③母方祖父母からの監護を補助してきた未成年子に対する面会交流の申立てを認めなかった事例(裁判所ウェブサイト)

【事案の概要】

父は、婚姻した母と子(2016年生)とともに、母の親である祖父母方で同居していたが、2017年以降家を出て別居した。その後、父は母と交替で子を監護したが、祖父母らは母による監護を補助していた。母死亡後は父が子を監護している。祖父母らは、子との面会交流を定める審判を申し立てた。原審(大阪高裁2019(令和元)年11月29日判決)は、父母以外の事実上子を監護してきた第三者が、子との面会交流を認めることが子の利益にかなう場合には、民法766条1項及び2項の類推適用により、子の監護に関する処分として上記の面会交流を認める余地がある、祖父母は母を補助して事実上子を監護してきた者であるから、本件面会交流を認めることが子の利益にかなうか否かなどを審理することなく、本件申立てを不適法として却下することはできない、として、祖父母の申立てを不適法として却下した原々審判を取り消し、原々審に差し戻した。父が許可抗告を申し立て、許可された。

【決定要旨】

民法766条1項前段は、父母が協議上の離婚をするときは、子の監護に関する処分として子の監護をすべき者その他必要な事項は、父母が協議をして定めるものとし、これを受けて同条2項は、同条1項の協議の主体である父母の申立てにより、家庭裁判所が子の監護に関する事項を定めることを予定しているものと解される。他方、民法その他の法令において、事実上子を監護してきた第三者が、家庭裁判所に上記事項を定めるよう申し立てることができる旨を定めた規定はなく、監護の事実をもって上記第三者を父母と同視することもできない。子の利益は、子の監護に関する事項を定めるに当たって最も優先して考慮しなければならないが、父母以外の第三者に上記申立てを許容する根拠となるものではない。したがって、父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、家庭裁判所に対し、子の監護に関する処分としての面会交流を定める審判の申立てをすることはできないと解するのが相当である。祖父母らは、母による子の監護を補助してきたが、子の父母ではないから、家庭裁判所に対し、子との面会交流を定める審判の申立てをすることはできない。祖父母らの本件申立ては、不適法というべきである。子の監護に関する処分の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができるのは「子の父母及び子の監護者」であり、祖父母らはそのいずれにも該当しないため、原々審判に対する祖父母らの抗告は不適法であるとして、これを却下した。

④母が審判で定めた面会交流を実施しないとして父が面会交流調停を申し立て、面会交流の内容を特定して前件審判の主文のうち必要な部分を変更した事例(家庭の法と裁判30号88頁)

【事案の概要】

申立人(父)と相手方(母)は、2010年に婚姻したが、2011年に母が未成年者(2011年生)の出産準備のため実家に戻って以降別居した。別居当初父子は不定期に面会交流を行っていたが、2015年11月に未成年者の親権者を母と定めて離婚してからは実施されなかった。父は2016年11月、面会交流調停を申し立て審判移行となった。審判では、概ね面会交流を実施する月(毎年3月、7月、12月)と回数(各1回)、面会時間(2時間)などが定められたが、面会交流の具体的な日時、場所及び方法については、母が、面会交流をするのであれば当事者間で連絡を取り合い調整する意欲意思を見せていたことから当事者間の協議に委ねることとされた。しかし、母は面会交流義務を履行せず、裁判所による履行勧告にも応じなかったので、父は2019年6月、再度面会交流調停を申し立てた。母は調停期日に出頭しなかったため審判移行となった。

【決定要旨】

「申立人と未成年者との面会交流を拒否する相手方の姿勢は強固なものであると認められ」、相手方は「申立人と未成年者との面会交流について、申立人との間で協議することも拒否しているものと認められる」ことからすると、「前件審判の主文に至った理由として説示された、相手方は直接の面会交流には消極的であるものの、面会交流を実施するとなれば、当事者間で連絡を取り合って具体的な調整を行う意思を見せている、という点は、現時点において考慮することはでき」ないとし、「面会交流の確実な実施のためには、監護親である相手方がすべき給付の内容を特定すべきである」としたうえで、日時を「毎年3月、7月、12月の各第4土曜日の午前11時から午後1時まで」、引渡場所を未成年者が見知った場所である大型ショッピングセンター「Ｅ前」とするなどして、前件審判の主文を一部変更した。

⑤離婚後の父と未成年子らの間接交流(手紙、写真、成績表や電子メール・LINE)を認めた事例(東京高決令和1・8・23判時2442号61頁、判タ1472号98頁、家判27号52頁)

【事案の概要】

　申立人・抗告人（父）と相手方（母）は、1999(平成11)年に婚姻し、その間にA男（2000年生、15歳）、B男（2003年生、12歳）及びC男（2005年生、10歳）をもうけた。申立人及び相手方は、いずれも医師であり、相手方は、申立人が過去に複数回性風俗店を利用していたことなどが原因で、2013年6月に、Aら3名を連れて別居を開始した。その後、相手方は申立人に対して離婚調停を申し立てたが、不成立となり、離婚訴訟を提起した。2016年1月に、和解が成立し、申立人と子らの面会交流も月1回程度、休暇中の年3回程度の宿泊付き面会交流、電話・メール等の間接交流を行うことになった(本件和解条項)。しかし、同年3月の宿泊付き面会交流の際にトラブルが発生し、Aらは父が母を非難するのを聞いて、面会交流に消極的になった。そこで、申立人が相手方に対して3人の子の面会交流の調停の申立てをしたところ、さいたま家裁は、手続代理人や調査官による子らの意向調査の結果を踏まえて、本件和解条項を変更し、手紙の送付、成績表や写真の送付という間接交流のみを命じた(さいたま家審平成31・2・26判時2442号65頁)。これに対して抗告人から即時抗告。

【決定要旨】

「抗告人の行動は、未成年者らにとって、自分たちをだまして実家に連れて行ったのではないかとの疑いを生じさせるものである上、その後、長時間にわたって自己の正当性を主張したことや、未成年者らの言い分に対して耳を傾けることなく、自らの考えを押し付けようとする面があったこと（なお、平成２８年４月の面会の際には、「会えなくなったら、寂しくて自殺しちゃうかもしれないよ。自殺してほしい？死んでほしいと思う？」等の不適切な発言もされていた。）等からすると、未成年者らが抗告人との面会交流に消極的になったのにも一応の理由があるというべきである。そして、未成年者らの年齢や理解能力にも照らすと、面会交流の実施に際しては、未成年者らの意向を十分に尊重する必要があると考えられるし、その明確な意思に反して、直接の面会という負担の大きい面会交流を強制することも相当ではない。確かに、上記のような抗告人の行動は、一般に面会交流を禁止・制限すべき事由に当たるとまで評価できないものであるが、一定程度の年齢・理解能力を有する未成年者らが面会交流を明確に拒否する意思を有している以上、監護親に対して、直接の面会の実施や、面会交流に前向きになるような説得を義務付けるのではなく、むしろ、抗告人の側で、手紙、メール、ＬＩＮＥ等の方法を用いて、自らの思いを未成年者らに率直に伝えることによって、未成年者らの抵抗感等を和らげ信頼関係を構築するように努め、未成年者らの了解を得た上で、直接の面会の実施につなげていくべきものと考えられる。」として、電子メール、スマホなどのSNSでの間接交流を命じた。

⑥別居中の夫婦間で、未成年者の実父である相手方が、未成年者を監護養育する実母である抗告人に対し、原審判と同様の頻度、時間、引渡し方法、代替日の定めにより面会交流を命じたが、併せて抗告人が面会交流に立ち会うことを認めた事例(東京高決平成30・11・20判時2427号23頁)

【事案の概要】

　申立人・相手方(父)と相手方・抗告人(母)は、2012年3月に婚姻し、2013年に未成年者が生まれた。同居中は、未成年者の世話は主として母が行い、父も世話を手伝った。しかし、2016年5月に、父は母に無断で当時に2歳の未成年者を連れて自宅を出て別居をした。父が未成年者を監護養育していた期間は、所在を明らかにせず、面会交流も実施されなかった。そこで、母から父に対して子の監護者の指定及び子の引渡しの審判の申立てがあり、2016年1月に、母親への監護者の指定及び引渡しを命じる審判が出され、2017年2月に東京高裁でも抗告が棄却されて確定した。そこで、父は2017年3月に未成年者を母に任意に引き渡した。母は、父が2018年1月の面会交流の際に、母の申入れに反して面会交流開始後すぐに昼食を食べさせたことや母の了承を得ずにお守りを贈ったとして面会交流を拒絶し、その後面会交流は実施されていない。原審判は、父が母に無断で計画的に子を連れ去り、その間未成年者との面会交流をさせなかったことは不当であるが、連れ去りが違法とまでは言えず、面会交流を制限・禁止すべき事由があるとまでは認められず、子の利益の観点から、月1回、5時間、未成年者の引渡し方法、代替日などを協議で定め、協議ができないときの定めを置いた(千葉家松戸支平成30・8・22判時2427号30頁)。これに対して母から即時抗告。

【決定要旨】

「途中中断はあるが，概ね月に１回，２時間程度の頻度で数回行われた面会交流において，対未成年者との関係において問題が見受けられず，良好に実施されたことからすると，月に１回の面会交流とするが，未成年者がより自由に相手方と面会できるよう，１回あたりの時間を長くすることが相当である。また，面会交流の際に，未成年者が非監護親との交流を楽しみ，のびのびと過ごすためには，実施場所について限定することは相当ではない。

しかし，未成年者の年齢からすると，相手方と未成年者との面会交流を子の福祉に適うように実施していくためには，監護者である抗告人の協力が不可欠であるところ，抗告人は，相手方の対応に不信を抱き，面会交流を中断したり，平成30年１月１８日以降は信頼関係が破壊されたなどとして，面会交流の実施を拒んだりしていることからすると，現段階においては，未成年者と相手方との面会交流が継続的に行われるようにすることが何より大切であり，そのためには，抗告人が主張する相手方による未成年者の連れ去りの懸念についても十分な配慮をすることが必要である。」「このような抗告人の懸念や従前の面会交流の状況等を考慮すると，当分の間は，抗告人の立会いの下で面会交流を実施することが相当であり，抗告人と相手方が，未成年者の父母として子の利益に十分に配慮して行動すべきことはいうまでもないところであり，このような態様による面会交流が子の福祉に反するものとはいえない。なお，第三者機関の利用については，相手方が反対していることに加え，費用負担の問題が生じるところ，前記のとおり婚姻費用等の支払をめぐって面会交流が中断した経緯をも考慮すると，第三者機関の利用による面会交流は適切とはいえない。」と判示して、母親の立ち合いを定めるのが相当として、原審判を変更した。

⑦当面は手紙や誕生日やクリスマスのプレゼントの送付という間接的交流を命じた原審判を変更して、直接の面会交流を命じた事例(大阪高決令和1・11・8判時2447号5頁、判タ1476号74頁、家判29号78頁)

【事案の概要】

　申立人・抗告人(父)と相手方(母)は、母の妊娠を機に2010年3月に婚姻し、両名間に2010年長女、2013年に二女が生まれた。しかし、父と母は2012年7月に挙式を予定していたところ、父が別の女性とのメールが発覚し2011年10月に別居した。2人は2012年3月にふたたび同居して挙式の準備をしていたところ、父の別の女性とのLINEのやりとりが発覚し、また二女が出生したころから、父による元彼女との頻繁な電話が発覚し、母は深く傷つき、2015年12月に長女二女を連れて別居した。別居後、父は月に1回から2回程度長女を連れて公園、映画館等で面会交流を続けた。父親は、2016年夏に母を誘い、未成年者を連れて旅行をしたり、2017年夏にも家族旅行を一緒にし、2018年5月頃から心療内科に通院するようになり、6月に父の居所を突き止めて訪れたところ、父の交際する女性と対面して大きなショックを受け、ストレス関連障害と診断された。父は、2018年8月末から面会交流が実施されなくなったとして調停を申し立てたが、不成立となり、2019年7月、神戸家裁は、長女が父に対して、母を傷つけたことを謝罪し、関係修復に努めることを求め、それに十分応えない父との面会交流をすることは、母を悲しませることになると案じており、母も、父に対する不信感を募らせ、主治医から申立人の接触を避けることが望ましいとの診断もされたことを併せ考慮すると、手紙や写真、プレゼントなどの間接交流にとどめることが相当であるとした(神戸家審令和1・7・19判時2447号8頁、判タ1476号77頁、家判29号82頁)。これに対して、父から即時抗告。

【決定要旨】

　父である抗告人と未成年者らの従前の父子関係は良好であり、宿泊はもとより２回にわたり家族で一緒に旅行に出掛けるなど、柔軟かつ円滑に抗告人と未成年者らの直接交流が行われていたのであり、その際、抗告人が未成年者らに対して不適切な言動に及んだこともうかがわれず、そして、未成年者らは、現在も抗告人を慕い、直接交流の再開を望んでいるとなどのことから、直接交流を禁止すべき事由は見当たらないこと、相手方である母の心身の不調だけで、父と未成年者との直接の面会交流を禁止・制限すべき事由にはならないこと、ただし、長女は、抗告人に会いたいと思う一方、相手方の心中を慮って会うことを躊躇するという忠誠葛藤に陥っており、この状態が続けば、長女に過度の精神的負担を強いることになることから、抗告人と未成年者らの直接交流を速やかに再開することが未成年者らの福祉に適うと認めるのが相当であるとして、月1回、第3土曜日の午前10時から午後5時まで、子の引渡し方法、引渡し場所、代替日、連絡方法などの面会交流実施要領に従い、相手方に対し、抗告人と未成年者とを面会交流させるよう命じた。

⑦心理的暴力・暴言の主張があるケース(東京高決平成29・11・24判時2265号76頁)

【事案の概要】

X(申立人・相手方・父)とY(相手方・抗告人・母)は、2009年に婚姻し、両名間に長男A(2010年生まれ)と二男B(2013年生まれ)をもうけた。XとYはAが出生した2010年ころから口論が多くなり、育休の取得や減収のおそれなどで対立し、Yはストレスを感じて、2014年12月に、YはABを連れて転居し、Xと別居するにいたった。Xは、Yに対し、子らへのプレゼントのぬいぐるみを送付したが、自己の音声の録音が聞こえる装置がつくもので、Yは子らに録音を聞かせなかった。Xは、婚姻費用を送金する際に、「ABヲモウキズツケナイデ」など文字化して相手方に伝えた。Yは、医師より、Xと顔を合せたり、面会交流の要求があると、恐怖症性不安障害に陥るとして、動悸、めまい、過呼吸等の不安発作に襲われ、勤務を休むこともあった。

　原審(前橋家審平成29・8・4判時2365号82頁)は、面会交流は、子の福祉の観点から有用であるが、その実施がかえってこの福祉を害するといえる特段の事情があるときは、禁止・制限されると説き、Xには自己の方針を強く主張し、それに沿わないと相手方を非難する傾向が強く、Yはストレス、不安などを感じており、1年間は第三者機関を利用して、面会時間も最初は短くして、次第に延長し、費用も折半とし、1年経過後は、場所を戸外にし、次第に延長するものと第三者の付添型面会交流を命じた。

【決定要旨】

　東京高裁(東京高決平成29・11・24判時2265号76頁)は、面会交流原則実施論について釘を刺し、子の福祉に反する場合には、諸般の事情に応じて面会交流を否定したり、その実施要領の策定に当たり必要な配慮をしたりするのが相当であると判示した。本件での子らに対する暴力、虐待の有無については、Yがしつけの程度を超えた暴力や虐待を行ったとの資料を見いだせず、試行的面会しかしながら、子の面前での暴力・暴言、子らへの叱責、子や妻への心身の状態や心情に理解・配慮を欠く点は認められ、短時間の面会交流からはじめて、頻度は1カ月1回、実施時間は半年間は1時間、半年後からは2時間、1年6か月間は、第三者機関の利用による面会交流とすべきと判断した。

4　協議離婚の実態や子どもから見た面会交流の実情と課題

　2021年3月に行った10年間で離婚を経験した監護親・非監護親の各500名づづ1000名のウェブでの全国実態調査の結果では次のことが明らかになった。まず、別居中の面会交流については、「写真や子どもに関する情報の提供」が「全くない」が40.5%に及び、「あった」の中でも「月1回程度」が15.1%であった。「メールやSNS等でのやり取り」でも、「全くない」が38.4%で、「あった」の中でも、「月1回程度」が12.6%であった。「電話やビデオ通話等でやり取り」も、「全くない」が50.9%で、「あった」の中でも「月1回程度」が11.4%であった。「直接会って交流していた」では、「全くない」が36.0%で最も多く、「あった」の中でも「月1回程度」が18.8%であった。「宿泊付きで交流していた」では、「全くない」が60.2%と6割以上であった。

協議離婚の際の面会交流について取り決めた内容では、「直接会って交流」が68.3%と最も多く、「写真や子どもに関する情報の提供」が27.3%、「メールやSNS等でのやり取り」が25.4%、「電話やビデオ通話等でのやり取り」が20.6%と続き、「宿泊付きで交流」も17.6%もあった。直接会って交流に関する取決めでは、「月１回程度」が最も多く35.7%、「頻度は決めていない」が27.8%、「月２回程度」が10.9%、「２、３か月に１回程度」が7.8%、「週１回程度」が7.0%と続く。これに対して、実際の面会交流は、「月１回程度」が最も多く27.0%、「頻度は決めていない」が23.1%、「月２回程度」が11.1%、「２、３か月に１回程度」が10.3%、「週１回程度」が5.2%であった。実際の面会交流に伴う時間では、「日中(宿泊を伴わない)」は46.2%、「宿泊を伴う面会交流」は24.3%、「2～3時間程度」が17.5%の順であった。面会交流の取決めをしなかった理由で、最も多いのが「離婚した相手と関わりたくないから」で37.9%、次いで「取り決めをしなくても交流できるから」で29.7%、「面会交流をすることが子のためにならないと思ったから」が12.4%の順で続く。また、面会交流の場所や内容で多かったのが「飲食・外食」が73.3%、「遊園地、テーマパーク、観光地など」が50.4%、「家での普段通りの生活」が38.5%、「面会・会話」が25.6%、「旅行」が20.4%、「家での勉強」が12.3%の順であった。

司法統計では、調停・調停に代わる審判事件での面会交流では、月1回が多く、宿泊付き面会交流は1割弱しかなかった(最高裁判所事務総局編『令和元年度司法統計年報家事事件編』第24表(https://www.courts.go.jp/app/sihotokei\_jp/search)(2021/07/29閲覧)。)。これに対して、本調査では、直接交流では月1回が最も多く、宿泊付き交流も2割弱あった。また、第三者による面会交流支援について、最も多いのが「支援を求めなかった」が44.7%、次いで「支援はなかった」が25.6%、支援を受けたのは「親族」が19.9%と多く、「友人・知人」が8.6%、「弁護士」が6.3%、「面会交流支援団体」が3.2%、「市区町村」が2.0%、「福祉団体」が1.1%であった。面会交流支援団体や専門の支援者からのサポートを得た割合が少ないことが明らかになった。

また、2020年12月から2021年1月に行った未成年期に父母の離婚を経験した全国2000人(男女1000人づづ)に行った全国ウェブ調査の結果でもいかのことが判明した。

　交流があったのは28.7%にすぎず、71.3%では交流がなかった。別居親との具体的な交流では、旅行28.7%、遊園地等32.9%、飲食・外食71.6%、家での普段通りの生活32.6%、家での勉強22.1%、面会・会話75.6%、通話36.9%、手紙・メール29.4%、写真15.1%、SNS12.3%となっていた。子どもの感想として、旅行、遊園地、外食、面会・会話、通話、手紙・メール・SNSなどいずれも「楽しかった」が5～7割以上であり、家での勉強が43.4%が楽しかったとしており、「退屈だった」、「嫌だった」はきわめて低かった。本調査は、2011年2月の法務省委託調査研究以来はじめて、別居親との具体的な交流の内容を調べたもので、SNSのやりとりも利用されていることが明らかになった。

　面会交流の取決めについては、「取決めをしていない」37.7%と最も多く、「わからない」28.5%、「父母のみで取決めを行った」20.0%、「あなた(子ども)も一緒」7.3%、「裁判所で取決めを行った」5.1%等であった。面会交流の継続性については、5歳時点で「続いた」は67.2%、「なくなった」は32.8%であった。10歳時点で「続いた」は72.3%、「なくなった」は27.7%であった。15歳時点で「続いた」は64.7%、「なくなった」は35.3%であった。6割が続き、3～4割で交流がなくなっている。面会交流の頻度では、5歳時点で「半年に1回」24.8%、「1か月に1回」15.5%、「2か月に1回」13.2%、「1年に1回未満」12.4%、10歳時点で「半年に1回」22.9%、「1か月に1回」20.9%、「2か月に1回」14.3%、「1年に1回未満」14.9%、15歳時点で「半年に1回」24.4%、「1か月に1回」20.0%、「2か月に1回」12.5%、「1年に1回未満」15.3%であった。「小さかったため「わからない」との回答も28.5%もあるが、面会交流をしていた者でも「取り決めをしていない」が約4割もあったことは印象的である。もっとも、本調査は面会交流のある・なしで対象群としており、2016年の厚労省のひとり親世帯調査では、母子世帯、父子世帯ともに、約7割が取り決めをしていなかった。

　宿泊や1回の時間については、5歳時点での「宿泊」32.6%、「日中」24.0%、「2～3時間」21.7%、「1時間」6.2%、10歳時点での「宿泊」34.1%、「日中」25.8%、「2～3時間」22.6%、「1時間」6.6%、15歳時点での「宿泊」22.1%、「日中」23.3%、「2～3時間」29.1%、「1時間」11.3%である。「宿泊」が案外多いが、子どもの年齢が上がるにつれて、「宿泊」も減り、時間も短くなる傾向がある。

　子どもから見て、別居親との交流の様子は、「スケジュールや体調等への配慮」は、「良かった」「どちらかといえば良かった」は46.1%、「あなたへの言動」は、「良かった」「どちらかといえば良かった」は48.9%、「あなたの意思の尊重」は、「良かった」「どちらかといえば良かった」は47.0%、「あなたへの関心」も48.9%と比較的高かった。

　子供から見て「面会交流のルールを守った」では、「良かった」「どちらかといえば良かった」は37.2%、「アイデンティティ・自己肯定感」でも「良かった」「どちらかといえば良かった」は35.6%、「嬉しさ」でも「良かった」「どちらかといえば良かった」は50.9%、「安堵感」でも44.5%と回答し、別居親との面会交流の様子を肯定的に捉えていた。これに対して、面会交流のマイナス面については、「気持ちの落ち込み」は、「なかった」「どちらかといえばなかった」が51.3%、「喪失・孤立感」も「なかった」「どちらかといえばなかった」が52.7%、「父母の対立の板挟み」も、「なかった」「どちらかといえばなかった」が50.7%であった。

　子どもから見て、交流がなかったり、続かなかった理由としては、「疎遠で交流希望がなかった」が最も多く25.7%、次いで「別居親からの金銭非援助」15.5%、「別居親のDV・虐待」10.9%、「生活のすれ違い」10.1%、「別居親の再婚」9.1%、「あなた(子ども)の都合」7.9%と続く。もっとも「わからない」も36.7%を占める。

離婚・別居を経験した子どもへの必要な心理的支援として、「緊張・不安・ストレスの軽減」55.4%、「別居親とのコミュニケーションや適切な距離の取り方」46.5%、「トラウマからの回復」33.7%、「別居親との親子関係の修復や改善」32.9%が続き、他方「別居親と関わらなくていい安心・安全な生活」が32.8%もあった。

　離婚・別居を経験した子どもへの必要な社会的支援として、「子どもを家庭ごと守る支援」35.6%、「子どもを守る行政機関・制度」30.6%、「子どもが安心して駆け込める場所」29.9%、「子ども専門カウンセラー・相談員」20.1%、「子どもへの権利教育」19.4%、「スマホ等での身近な相談窓口」17.4%等が続く。

　父母に離婚・別居に際して決めてほしかった重要事項としては、「養育費」35.9%、「離れた親との交流」19.8%、「学校問題―進学・進路」18.9%、「転居・住まい」18.6%、「親族関係」13.2%の順で多く挙げられた。

　必要な社会的制度としては、「子どもへの直接の支援」35.3%、「父母の別居が子に与える影響についての理解」27.0%、「身近な相談窓口」20.7%、「明確な基準やルール」20.5%、「話し合いによる円満な解決」18.9%、「別居後の子育てに対する計画の作成」18.4%となっていた。

5　面会交流原則的実施論への批判と新しい面会交流調停運営モデル

　　児童の権利に関する条約9条1項では、締約国は、児童がその父母の意思に反して父母から分離されないことを確保するとし、同条3項で、締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除く他、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも定期的に人的関係及び直接の接触を維持する権利を尊重すると定めている。本条からも明らかなように、面会交流は、子どもが両親との交流や接触・絆を維持し守るために不可欠の児童自身の権利であって、父母の対立や葛藤が激しいからという理由だけで制限することは許されない(石川稔・森田明編『児童の権利条約』222頁（山口亮子）（一粒社、1995年）、喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人『逐条解説子どもの権利条約』95頁（許斐有）（日本評論社、2009年）参照)。あくまでも、諸外国と同様に、子の利益に直接かつ明白に反し、子にとって有害であることが明らかである場合に、面会交流が許されないことが正当化されるといってよい。

ところで、2011(平成23)年の民法の一部改正で、ようやく民法766条1項に「面会及び交流」との規定が明記されたが、家裁実務では、子の虐待、子の連れ去り、ＤＶ、暴力、ストーカーなど面会交流を禁止したり制限すべき事情がないかぎり、葛藤や拒否など感情的な対立に伴う消極的な姿勢があっても、面会交流の阻害要因や問題点を克服してできるかぎり非監護親と子の面会交流を図ろうとする傾向が見られる(細矢郁・進藤千絵・野田裕子・宮崎裕子「面会交流が争点となる調停事件の実務及び審理の在り方」家月64巻7号1頁以下(2012年)、関根澄子「家庭裁判所における面会交流と養育費をめぐる事件の実務」『面会交流と養育費の実務と展望』36～47頁(日本加除出版、2013年)等参照)。これについては、子どもの権利条約の基本理念の再確認やその適合性などから、現行法制度のもとでの実務努力として支持する立場もある(若林昌子「面会交流事件裁判例の動向と課題」論叢85巻2・3号406頁(2012年)。なお、村上正子・安西明子・上原裕之・内田義厚『手続からみた子の引渡し・面会交流』101～106頁(弘文堂、2015年)(上原裕之)は、留保付で賛成する)。

しかしながら、これを面会交流原則的実施論として、面会交流を禁止または制限すべき事由がない限り、必ず直接交流しなければならないとの考え方に基づき、面会交流に応ずるように強引に説得され、同居親の心情や不安等を十分に聴取してもらえず、安心・安全な面会交流が確保されなかったこと、面会交流を強制することによって子どもの精神的安定が害され、ＤＶや暴力の被害を受けている同居親や子どもたちが非同居親との関わりを強制されて、不安と緊張にさらされ、さらに深刻で重大なダメージを受けていると批判する(梶村太市「子ども中心の面会交流論(面会交流原則実施論批判)―面会交流の実体上・手続上の諸問題」判時2260号4～10頁(2015年)、長谷川京子「子どもの監護と離別後別居親の関わり」判時2260号11～18頁(2015年)、梶村太市『裁判例から見た面会交流調停・審判の実務』7頁以下(日本加除出版、2013年)、梶村太市・長谷川京子編著『子ども中心の面会交流』1頁以下(日本加除出版、2015年)等)。

　このよう批判や問題点の指摘を受けて、東京家庭裁判所では、「新しい面会交流調停運営モデル」が策定され実施されている(以下「新しい運営モデル」という。)。すなわち、面会交流調停においては、同居親及び別居親のいずれの側にも偏ることなく、ニュートラル・フラットな立場で、ひたすら子の利益を最優先に考慮する立場が求められる。面会交流調停においては、①主張・背景事情の把握、②課題の把握・当事者との共有、③課題の解決に向けた働きかけ・調整、④働きかけ・調整の結果の分析・評価等の各段階を経ながら、必要に応じて各段階を繰り返す丁寧な手法が求められる。そして、①の主張・背景事情の把握では、「課題の把握シート」を活用しながら、「基本となる6つのカテゴリー」である「安全」「子の状況」「親の状況」「親子関係」「親同士の関係」「環境」を中心に丁寧な聴取を行う。「安全」は、児童虐待、子の連れ去り、DV等に関する考慮要素であり、最も優先度が高く、確実に把握すべきものである。

「子の状況」は、家庭、学校等での適応を含めた子の生活状況、年齢や発達の状況、心身状況、意向・心情などをいう。「親の状況」は、同居親及び別居親の心身状況、生活状況、経済状況、交流についての考え方などに関する事情を指し、同居親の言動や別居親の対応、面会交流の実施が同居親に与える影響等も含まれる。「親子関係」は、同居親及び別居親と子の関係、交流状況を含む。「親同士の関係」は、父母の葛藤の程度、子の前での父母の言い争い、離婚や不貞、金銭問題など親同士の関係に関する事情を含む。「環境」は、きょうだい関係、同居親及び別居親の再婚、親族の影響等同居親及び別居親を取り巻く環境に関する事情をいう。そして、直接・関節の交流を実施することが「子の利益に反する事情」があるかどうか、「子の利益に反する事情」があるときには、禁止や制限の期間、期間経過後の交流の在り方について検討する。他方、「子の利益に反する事情」がないときは、具体的な交流の方法・回数・頻度・日時・第三者機関の利用などの検討・調整に移る。継続的な面会交流の実施・履行が無理なくできるかどうかも併せて検討する(村井壯太郎「東京家庭裁判所における面会交流調停の新しいモデルについて」ケース研究339号91～116頁(2020年)、細谷郁ほか「東京家庭裁判所における面会交流調停事件の運営方針の確認及び新たな運営モデルについて」家判26号129～136頁(2020年))。

もちろん、実務はケースバイケースで考えるべきであり、事案によっては、面会交流をさせることが困難であって、適切でないケースもありうる。しかし、児童の権利条約の9条にもあるように、親子の絆を確かめ継続的な接触や交流を維持する権利は、子ども自身の権利である。子どもの権利が保障されず、大人の激しい争いの中で傷つき、ないがしろにされ、対立の狭間で忠誠葛藤を起こしている様子は悲しいものがある。このような子どもの利益や権利を守るために、裁判所だけでなく、行政も民間機関も、弁護士なども総合的な支援をすべきであろう(棚村政行「面会交流の実情と課題」ケース研究316号86～134頁(2013年)参照)。

6　おわりにー面会交流事件処理のポイントと留意点

　面会交流事件では、父母それぞれの事情、父母の関係、子との関係性、子の事情、取り巻く環境など総合的に検討・調整して、どのような面会交流が子の利益になるかを公正中立な立場で最優先に考慮することが重要である。まず、第1に、面会交流の調停・調整に際しての全体的な進行面での留意点をあげる。

➀当事者の関係性や問題解決力、葛藤の程度等の確認ー人間関係はそう簡単に築かれたり、壊れたりしない。最低限度の信頼関係が築けるか、コミュニケーションが回復できるか。当事者の問題解決能力や関係修復力、葛藤の内容・程度などから、見立てることができる。

②大人の争いから子どもの視点へー父母は過去の夫婦関係の失敗や責任の擦り合いにこだわることがある。しかし、子の利益のため発想の転換や意識改革を促すことが大切である。当事者のストーリーに寄り添い、共感をする作業も必要であるが、次のステップとして、

過去へのこだわりから、新しい関係の再構築や子どものための協働関係へ切り替えるきっ

かけを提供する。

③マイナス志向からプラス志向へーとかく責任転嫁や批判に終始しがちだが、調停委員は父母の決断をほめたり、子どもへの関心や建設的な意見を引き出すように努める。

次いで、とくに、面会交流を阻害している要因の把握は大切である。なぜ定められた面会交流が実現しないのか、その原因や理由を客観的かつ具体的に把握するように努める。阻害要因が突き止められると、これを克服するための具体的個別的な条件や環境づくりの手順が見えてくる。阻害要因として大きい問題は以下の点である。

➀ＤＶ・暴力・虐待の主張ー暴力にはさまざまな種類や内容がある。身体的な暴力もあれば、物理的暴力、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力などである。しかし、とくに、心理的暴力やモラハラの主張は、客観的にどのような行為が行われたかという視点だけでなく、被害を受けた当事者がどのように感じたか、受け止めたかという主観的心理的な側面が重要である。面会交流でも、暴力の内容・程度・頻度などによる客観的なリスク評価と、当事者が感じる不安・緊張・恐怖心などの主観的な感じ方・受け止め方とのバランスをとりながら、できるかぎり公正かつ中立な立場で、「安全」「安心」に関する事情を確認することが重要である。

②子ども自身の意向を探るー面会交流は親のためだけでなく、なにより子どものためのものである。直接、調停委員が確認することは難しいが、父母の話を通じて、どのような親子としての蓄積、経験、生活が積み上げられてきたか、親子関係の質や中身を確かめながら、調査官調査の結果も踏まえて、「子の状況」を含めて、子どもの本音、子どもの気持ちや親に対するスタンスを探る。とくに、子どもたちが面会を拒むときには、その理由をできるだけ丁寧にくみ取る。①同居親への気遣い・気兼ね、②別居親との関係性、これまでの交流・接触の不十分さ、実績のなさ、③暴力・虐待・面前DVの影響、別居親の強引な主張に対する反発、④板挟み、忠誠葛藤、⑤ある程度の年長の子(小学校高学年程度)からは、親の対立から距離を置きたいなど、子の拒絶・拒否の理由や背景は、子どもの年齢・発達の段階や父母双方との関係性の中で複雑なメカニズムが働き、その真意をくみ取る必要がある。

③親子関係の実績ー父親が子育てにどう関わり、母親との役割分担はどうだったか、子どもが生まれてから、今までどのように子どもと接してきたかを丁寧に振り返る。これが親子関係の中身や良好さを評価する指標にもなり、面会交流の適否や方法・条件を考える際の重要な考慮要素にもなってくる。案外、面会交流にこだわる別居親が、同居中の親子のコミュニケ―ションや実績を作っていないケースもありうる。

④夫婦関係の経緯の確認ー夫婦関係の問題は、親子関係にもさまざまな影響がある。ただし、夫婦と親子の問題は一応切り離すべきである。「親同士の関係」の確認では、父母の対立状況や葛藤が探られるが、夫婦関係がどのようにこじれたかを知ることで、親子関係への影響が見て取れることもある。面会交流に消極的な同居親の心情や感情が、過去の夫婦関係の破綻の原因や経緯にあることも少なくない。

⑤養子縁組と面会交流―面会交流の取り決めや実施が困難になる背景には、父母それぞれの交際状況や再婚などがあることが少なくない。たとえば、離婚後単独で親権者となった同居親が別居親に伝えることなく、再婚して、その再婚相手と子どもとの養子縁組を代諾で成立されることもよくある。この場合に、これまで実施されてきたり、合意された面会交流が行われなくなってトラブルになることが少なくない。同居親としては、再婚家庭の安定や再婚相手を配慮して、実親との面会交流や関りに対して消極的になりがちである。しかし、面会交流は離れて暮らす親子の絆を維持するためのものであり、大人の事情や都合で不必要に制限されたり、禁じられるべきものではない。

⑥養育費と面会交流の関係―養育費を支払わない親は子どもに会えないのか、養育費と面会交流は別個独立のものなのかもよく問題にされる。確かに、法的には、養育費は子どもの生活を維持するための親が支払うべき扶養料であり、一定額の経済的援助や金銭の支払いの問題である。これに対して、面会交流は、親と子の精神的絆を維持し、子がアイデンティティーや自尊感情をもてて、地方の親に対する喪失感、悲しみを緩和するためのものであって、両者は別個独立のものである。養育費を支払っていないから会わせないとか、面会交流がなされないからといって、養育費の支払いを免れるわけではない。しかし、両者は密接な相関関係があり、車の両輪のように大切な子どもの権利であって、親の責任である。

　ここでは、面会交流の困難な事例に対して、活用できるツールや方法を具体的にあげる。たとえば、①試行的面会交流の活用ー親子の交流が長く断たれていたり、両親の葛藤が激しかったり、子どもが親の紛争に大きく巻き込まれていたり、また、調停・審判の見通しを立てるためなどの場合には、調査官による試行的面会交流が役立つことが多い。しかし、試行的面会交流は、一定の目的の下に実施されるもので、継続的恒常的な面会交流を保障するものではない。

②第三者機関の利用ーFPICなどの面会交流支援団体や弁護士さんなどの援助を受けながら、面会交流を安全・安心に実施できる条件や環境づくりに努める。高葛藤のケース、同居親の不安・ストレスが極度に強いケース、直接当事者が連絡をとるとトラブルが発生するケース、長期にわたり面会交流が途絶えていたケースでは、専門家の関与の下で面会交流のガイダンスや事前準備を行い、第三者の関与の下で実施されることが望ましい。現在、面会交流支援団体は、全国で65団体ほどが稼働しているが、地域的にもばらつきがあり、援助方針や援助者の専門性・経験等でも、費用等でもさまざまである。どのように利用するかは当事者が決めることになるが、日本では情報提供やこれらの支援者の養成や支援団体への公的助成が少ない。

③間接的な交流から直接的な面会交流へー暴力・虐待の主張があったり、子の拒絶、監護親がPTSDを受けているとの主張があるケースでは、手紙・ビデオレター・写真・動画などの子どもの様子や生活状況を知らせる。プレゼントを渡すことをきっかけに、お礼の電話やネットでの会話に進み、安心・安全な交流が確保できるようであれは、試行的面会交流から具体的な直接の面会交流に移る、段階的な実施が有効である。コロナ禍でのSNSやスマホ、パソコンのビデオ通話を利用した間接交流も要綱な場合がある。多様な交流手段の選択肢と活用を図る。

⑤実績を積みながら交流の段階的実施ー手紙、写真、電話、ビデオ通話などの間接交流、直接交流でも、時間、場所、方法、お泊りの有無など、子どもの年齢・発達に応じた無理のない段階的な実施が、持続可能な自立した面会交流につながる。非監護親には「焦らずじっくり」と声掛けし、監護親には「お子さんの笑顔を後押しして」と励ますことが大切である。

⑥親ガイダンスと教育的働きかけの重要性―親教育プログラム、親ガイダンスについても、感情的な対立や葛藤が深刻化する前に、離婚や別居が子どもに与える影響、親の感情や気持ちと子どもの立場や気持ちを分けて考えられるようになるための心理的支援が大切である。明石市は、2015年1月から親教育プログラムを試行的に実施しており、また、2016年6月からＦＰＩＣ(家庭問題情報センター)は、東京、大阪、福岡、名古屋、広島、新潟等の各相談室の協力を得て、親ガイダンスやセミナーを開催した。さらに、大阪家庭裁判所、京都家庭裁判所など全国の家庭裁判所でも、調査官を中心とした面会交流の親ガイダンスをはじめている(2017年10月21日付朝日新聞夕刊(大阪本社)6頁参照)。面会交流では、自主的な合意による納得づくの解決が望ましく、そのための心理的感情的な問題の解決のためには、親教育や親ガイダンスというソフトな働きかけが重要である(棚村政行『面会交流と養育費の実務と展望(第2版)』21頁(日本加除出版、2017年)参照)。集合型や集団型、グループ討論だけでなく、個別型相談カウンセリングも有効であり、当事者や紛争の状況等に応じて組み合わせる必要がある。